

安倍川水系流域委員会 規約

(名称)

第1条 本会は「安倍川水系流域委員会」(以下「流域委員会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第2条 流域委員会は、安倍川水系河川整備計画(大臣管理区間)(以下「河川整備計画」という。)策定後、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう河川整備計画の点検を行うにあたり、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

2. 流域委員会は点検の結果、河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川整備計画の変更原案に関して河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
3. 流域委員会は河川整備計画に基づく事業の計画段階評価及び再評価の対応方針(原案)、事後評価の対応方針(案)(以下、「事業評価」という。)について審議を行う。

(組織等)

第3条 流域委員会は別表に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

2. 委員の任期は委嘱日より3年間とし再任は妨げない。
3. 委員に欠員が生じた場合には必要に応じて委員の補充を行うものとする。
4. 必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することができる。
5. 委員会は特定の事項に対し、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(情報公開)

第4条 流域委員会の会議、会議資料及び議事録については特定の個人・団体の利害及び重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き原則として公開する。

(会議)

第5条 流域委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は流域委員会の議事を進行する。
3. 委員長に事故があるときは副委員長が代行する。
4. 会議の招集・開催は局長が行う。
5. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(事務局)

第6条 流域委員会の事務局は国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所が行う。

2. 流域委員会で事業評価について審議を行う場合には、事務局に国土交通省中部地方整備局河川部を加えることとする。その他、事務局は、必要に応じて委員の了解を得た上で、臨時に関係機関等を事務局に加えることができる。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は流域委員会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、流域委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成30年8月6日から施行する。

この規約は、令和7年3月26日から改正する。

安倍川水系流域委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等
委員	いたい 板井 たかひこ 隆彦	静岡淡水魚研究会 会長	魚類
委員	かわぐち 川口 りょうこ 良子	合同会社デザイン・アー プ 代表	まちづくり
委員	きぬむら 絹村 とし み 敏美	静岡県土地改良事業団体 連合会専務理事	農業水利
副委員長	つちや 土屋 さとし 智	静岡大学 名誉教授	防災
委員	とくおか 徳岡 とおる 徹	静岡大学 理学部 生物科 学科 准教授	植物
委員長	と だ 戸田 ゆうじ 祐嗣	名古屋大学大学院工学研 究科 土木工学専攻 教授	河川
委員	まつもと 松本 けんさく 健作	静岡理工科大学 理工学 部 土木工学科 教授	河川
委員	みうら 三浦 ひろき 弘暉	安倍藁科川漁業協同組合 副組合長	漁業関係者
委員	みぞぐち 溝口 あつこ 敦子	名城大学 理工学部 社 会基盤 デザイン工学科 教授	河川

(敬称略 五十音順)